

武器返品包括許可試問 vs 「米満理論」(受験勉強「米満理論」 3)

米満 啓

1. 本稿の概要

今まで本サイトでは数回にわたって勉強法に関する自説を述べてきました。曰く

「メモリは使うな。頭を使え」

「事物をつなぐストーリーを見つけて線で理解せよ」

「当てに行くな。しっかりスイングせよ」

話はわかるが実際の効き目は如何? というわけで、特別返品等包括許可(本稿では「武器返品包括」と呼ぶ)申請時の試問例題*中の難問で効果を確認してみたいと思います。

* 「試問」について

申請時には「管理責任者が、特別返品等包括許可に関する十分な知識を持った者であることの確認」が行われます。(《包括許可取扱要領》Ⅲ5(4))

この「確認」に当たっては、二十程の事例について、包括許可の適否・適用時の取扱い分類(「不具合返品」・「修理」・「異品」)を問われます。

今回お目にかける例題は、本邦第1号合格者である橋本偉一さんから頂戴したものです。第1回(2002年)のものだけあって、文中に当時の官庁名(防衛庁)が登場しますが、出題内容は毎回左程変わらないと聞いています。

「修理・返品・異品」の分別能力を問う目的は、許可の条件履行にあります。輸出者は3か月に1度、輸出実績の報告を義務付けられており、その報告様式(様式23)中に「輸出理由」の記入欄があります。同欄は「不良品の返品・修理・異品」のいずれかにマルをつける方式をとっています。それで許可条件履行のために分別能力が求められるのです。

2. 「難問」の内容

下記のケースは、次のA~Dのどれにあたるか?

A (不良品の返品) B (修理) C (異品) D (適用不可)

(1)当該包括制度を利用して不良品を代替品交換又は修理のため、購入元のスイスに返品するため輸出する場合。

(2)防衛庁の軍用機の部品(米国からの輸入品)に不具合が発生した。不具合個所を特定し、修理又は代替の処置決定の為、当該部品を米国に輸出する場合。

上記どちらのケースも、返送先はホワイト国であり、ゴールは「交換又は修理」です。違いがあるとするれば、(2)に「不具合個所特定」という要素が入っていることぐらいでしょう。しかし(1)にしても修理作業に当たって「不具合個所特定」をやらない筈はありません。予備知識がなければ、一体どこが違いであり出題上のポイントなのか、わかりません。

そこで安保課サイトのQ&A(次頁)の出番ですが、それを読む際「米満理論」を使うか使わぬかで差が生じます。

3. まずは普通に読んでみよう

▼Q4:質問 2013/5/28

特別返品等包括輸出・役務取引許可の対象となる「不具合による返品、修理又は異品のための輸出」とは、具体的にどのようなものが該当しますか。

▲A4:回答

特別返品等包括輸出・役務取引許可の対象となる輸出は、以下のとおりです。いずれの場合も本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限りです。

他方、役務については、貨物を使用するために設計したプログラムを単体で提供する場合や、貨物に内蔵された当該貨物を使用するために設計したプログラムを貨物と共に提供する場合も対象となりますが、基本的な考え方は貨物の「輸出」の場合と同様です。

なお、これらに該当するか疑問がある場合には、個別に安全保障貿易審査課にご相談ください。

- ① **不具合による返品のための輸出**とは、本邦に輸入された貨物に不具合があり、当該不具合貨物について調査をするために行われる輸出（不具合調査後に当該貨物を本邦へ返送する、又は不具合品の返品に伴う金銭解決（契約キャンセル）を前提とするもの）に限りです。なお、不具合による返品のための輸出には、不具合調査後の対応について、クレーム承諾書等に具体的に記されていない場合や修理、代替品又は金銭解決等により対応することが記載されている場合も含まれます。）
- ② **修理のための輸出**とは、本邦に輸入された貨物に不具合があり、当該不具合貨物を修理するために行われる輸出（クレーム承諾書により修理対応することが明らかであって、当該不具合貨物を修理した後、本邦に返送するものであるもの）に限りです。なお、修理には、1対1の交換（代替品）を含みます。）
- ③ **異品のための輸出**とは、本邦に輸入された貨物の種類又は数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出。

(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda20_new.html#houkatukanren82)

例題の(1)(2)が上記①②のどちらにあてはまるかを考えます。

簡単なのは例文(2)です。「不具合個所を特定し」という文言からただちに上記回答文の①（「返品」）に当たることがわかります。

ちょっと面倒なのが(1)。「交換又は修理」とあります。回答文②に「修理には、1対1の交換（代替品）を含みます」とあるから何となく②（「修理」）かな？ それに例文(2)と同じじゃ芸がない。②「修理」にしたい気分だなあ。

だが待て。「不具合個所の特定」ぬきで修理などできないぞ。実質的には(1)も回答文①に当てはまるんじゃないか？ ①も「交換」を含めて考えているみたいだし。いやいや、それを言うなら、そもそも「修理」という分類に何の意味があるのだ？

このように悩んだ末、『修理には交換も含む』だったようだから②に則り『修理』にしとこ」（自信ないけど）とする人が多いかと思えます。

4. 「米満理論」で読んでみよう

実は回答文①と②の間にもストーリーを見出せるのです。

そもそも不良・不具合品への対応は「返品&チェック」が基本（「チェック」をスキップして処置決定は異端）と考えるのです。解決法はモノ（代替品交換）・カネ（キャンセル返金）・労力（修理）の3パターンありますが、いずれにしても「返品&チェック」から始まるのだと。つまり「A（不良品の返品）」が「標準コース」なのです。

では「B（修理）」という分類は何なのか？ 「A（不良品の返品）」とどこが違うのか？

答えはBにおいては「チェック抜きで修理／交換を売り手がOK」していることです。誤解する人がいるといけなくてどく書きますが、ここでのポイントは「修理／交換の決定が、チェックの前か後か」です。「B（修理）」は「チェックをしてから修理／交換を決定」ではないということ。つまり返送の段階で既に修理／交換目的と確定しているわけです。おそらくそれゆえにキーワードとして「修理」という言葉が選ばれたのでしょう。

「B（修理）」のケースは比較的少ないでしょう。「標準コース」である「A（不良品の返品）」から外れた少数派と理解しておけばよいと思います。

【次のように理解することを推奨】

	流れ	一言メモ
A（不良品の返品）	返送⇒チェック⇒処置決定（修理・交換・返金）	大半のケースはこの展開か（「標準コース」）
B（修理）	処置決定（修理・交換）⇒返送⇒チェック	特殊例としてAから独立特記か（これが「ストーリー」です）

このようにAとBを関係づけて理解するのと、AとBを別々に条文をなぞって覚えるのとでは、天地の違いがあると思います。すなわち上表の構図が頭に入っていれば、注目点を「返送時に既に修理／交換が合意されているか」に絞り、理詰めで問題を解くことができるというわけです。

なおQ&Aでは「A（不良品の返品）」イコール「調査目的の輸出」であるかのように述べていますが、これはちょっと言い過ぎのように思われます。もし文字通りに解釈すると「返金承諾してからの不良品返送」はAにもBにも分類されず、「武器返品包括適用不可」になってしまうからです。*

* 但し本件は審査課にお尋ねし「金銭解決となることが明確になっていれば、『不具合による返品』のための輸出」（Aパターン）として適用OKとの御返事を頂戴しています。

今回は「米満理論」の有効性を御覧いただく目的から、試問例題のごく一部のみ解法を紹介しました。他の例題について御興味のある方は、「有料チャンネルで御鑑賞」下さい。（相変わらず当方の営業上の理由ですみません）